

小児外科技術認定付則：

1. 小児（15歳以下、但し腹腔鏡下噴門形成術は16歳以上の carry over 症例を含む）を対象とした下記の内視鏡外科手術の術者としての経験を有すること。（指導助手は10%以内とする）
2. A群に属する手術20例以上を含む50例以上の経験を有すること。
3. このうちB群に属する症例はそれぞれの手術につき10例以内とする。
4. 審査は腹腔鏡下噴門形成術または脾臓摘出術の規定通りのDVDを対象とする。
5. 対象症例には3歳以下の症例を20例以上含むこと。
6. 成人例は、虫垂切除術など、術式を問わず、4例の経験を小児例1例とカウントすることができるが、上限をB群10例とする。
7. 保険収載されている術式に限り、ロボット支援手術でも可とする。

対象手術：（○印のいずれかは必須症例）

A群手術

- 噴門形成術
- 脾臓摘出術
 - ヒルシュスプルング病根治手術
（腹腔内操作を必要とするもの）
 - 鎖肛根治手術（中間位および高位鎖肛）
 - 縦隔腫瘍切除術
 - 横隔膜ヘルニア根治術
 - 横隔膜弛緩症根治術
 - 食道アカラシア根治手術
 - 後腹膜腫瘍切除術
 - 肺切除術（VATSを含む）
 - 大腸切除術（HALSを含む）
 - 腎盂形成術
 - 腸閉鎖症手術（腹腔内吻合を行っているもの）
 - 腸回転異常症手術（新生児・乳児）
 - 先天性食道閉鎖症手術
 - 先天性胆道拡張性手術
 - 胆嚢摘出術
 - 腎臓摘出術
 - その他審査委員会が認定する
advanced technique

B群手術

- 虫垂切除術
- 腫瘍生検（含む：リンパ節生検）
- 鼠径ヘルニア根治手術
- 肥厚性幽門狭窄症手術
- 気胸手術
- 漏斗胸手術（Nuss手術）
- 精巣固定術
- 精索静脈瘤手術
- メッケル憩室手術
- 肝生検
- 卵巣嚢腫手術
- イレウスに対する癒着剥離術
- 腸重積整腹術
- 尿膜管切除術
- 人工肛門造設術
- 胃瘻造設術
- その他審査委員会が認定する手術